

第十回国会 文部委員会 議録 第十六号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君
理事 岡延石 二門君 理事 佐藤 重遠君
理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君
理事 松本 七郎君

出席政府委員
文部事務次官 水谷 昇君
文部事務官(大臣官房宗務課長) 篠原 義雄君
文部事務官(初等中等教育局長) 辻田 力君
文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君
委員外の出席者 専門員 石井 勲君

三月二十三日
委員 圓谷光衛君 辭任につき、その補欠として河野謙三君が議長の名指で委員に選任された。

同日二十四日
委員 河野謙三君 辭任につき、その補欠として圓谷光衛君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

宗教法人法案(内閣提出第五一〇号) 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇

五号)

○長野委員長 これより会議を開きます。若林義孝君。
○若林委員 私はただいま議題となつております宗教法人法案に對しまして、自由党を代表して、賛成の意見を申し述べたいと存するのであります。

本法案は、御存じのごとく、終戦後間もなく出されたポルによる宗教法人令にとつてかわるところのものであります。宗教界においては、つとにこの法案の成立を待望すること久しきにわたるものがあるものであります。早々の際公布せられた宗教法人令なるものは、幾多の欠陥を感しておるのであります。この欠陥に基いて、終戦後大小の新興宗教の中に、いかにわしき宗教をも傑出するに至つたのであります。ともすれば善良なる新興宗教をも一括して、淫祠邪教のごとく思われるふしがあり、正しき宗教さえも巻添えを食ひまして、宗教尊重の機運を阻害すること、はなはだしきものがあつたと考へるのであります。この欠陥を一日も早く是正するための法案の成立を、われ／＼も待望しておつたのであります。ここに政府は宗教法人法として提案を見るに至つたのであります。

この法案の骨子といたしますところのものは、宗教尊重の美を盛り上げておるのであります。しかも正しき宗教を、よりよくしかも伸ばそうとする意

図が含まれておるのであります。この宗教尊重の美を、政策の面にかに取るかといふことについては、信教の自由を叫ぶと同時に、政教分離といふことを明確にしている今日、はなはだ困難であります。この可能な範囲内において宗教尊重と、宗教助成とまでは行きますまいが、助成の気持を織り込んだところに、この宗教法人法の骨子があると思つておられます。一つの非難の言葉として、株式会社宗教法人というやうな非難を受けますもの、この非難の出で来るところは、すなわちこの信教の自由の尊重といふことを強調する面が強ければ強ほど、その形式になるのであります。私は宗教法人法なるもののこの非難の言葉こそ、宗教尊重の美をあげている面が強く現われて来ていると思つておられます。

なお、宗教の法人法でありながら、宗教の定義がないという非難があるものでありますけれども、宗教の定義といふものは、過去幾千年間、いろ／＼な人たちに、また学者により、哲学的に論究をされておるのでありますけれども、おそらく一定の宗教に對する概念の定義といふものは下されてないと思つておられます。この下されてないところに、私は宗教の本来の性質があると思つておるのであります。幾多世界の宗教関係者、あるいは学者、哲学者などが求めて求め得ざるころのもの、早急の間にわが国会においてこの定義を下すことも、不可能なことではないかと思つておられます。

して、大体これならば間違いないであろうといふ概括的の宗教の定義だけであつて、すこぶる物足りないといふ感じは起るのでありますけれども、これを宗教の妙味がここに現われて来ているのであります。宗教の定義を画然と明確にしていないところに、この宗教法人法の美点もあると考へるのであります。

なおこの宗教法人法によつて、いかにも淫祠邪教なり、新興宗教を弾圧するかのとき法令のよりに非難があるか、またさういふ気持でこれが発表を見たのであります。この法案自身は、決して淫祠邪教なり、あるいは信仰の内容に触れようとするものではないのであります。認証制度をどうして、宗教法人令にいたしました届出さすれば宗教法人として認むるというかわりに、宗教認証という制度をとつておるところに、宗教法人令より一步進んだところを認めるのであります。この認証の手續、内容その他において、われ／＼の検討し、政府の説明するところによりますと、決して信仰内容に触れるものではない、またこれが成文化された教義を持つておるかどうかといふやうなことは、絶対に触れないで行くといふ説明を聞いておられるのであります。もつともなことであり、いわゆるこのものに重点を置いて、宗教法人としての本来の活動を見に行こうとするところに、この特徴があると思つておられます。毛頭新興宗教を抑へ、既成宗教のみに特權を

与える法案ではないといふことをひとつ明確にし、私たちこれに賛意を表するのであります。

なお、この法案で認証をする最後の段階としての機關が、文部大臣の諮問機關として、宗教法人審議会なるものが置かれておるのであります。この審議会において、この法案の誤まつた運営がないよりに是正して行くと思つておられます。この審議会の構成員と申します。構成する委員の選出に非常に関心を持つて見ておるのであります。私たちも同感であります。文部大臣の任命する委員であります。適正な委員を任命し、この宗教法人審議会なるものが健全にその使命を果してさへ行くならば、この法案が宗教尊重、信教の自由といふ面からいたしまして、法的なる宗教を助長して行く機運がこれによつても出されて行くのであります。文部当局におきましても、委員の任命その他については格段の御留意を願ひたいと考へるのであります。

本法案は過般十七名の公述人の公述を本委員会において聞いたのであります。一名の反対があつたのみであります。あとは全部賛成であります。この法案が完璧なものと思ひませぬけれども、外国の宗教があり、日本本来の宗教があり、新しい宗教が興りつつある、この性質の異なつた種々雑多な宗教を一つの法人としてその活動を規制して行くといふ意味におきましても、

万やむを得ざる最大公約教の要求を入れたものであるということが、大体の公述人の賛成するに述べられまし

○長野委員長 笹森君。

○笹森委員 このたび内閣から提出された宗教法人法案に対し、私は国民民主党を代表して、警告を付して賛成の意を表したいと思ひます。

本法案は、昭和二十年十二月二十八日に公布せられた現行の宗教法人令に比しては、一歩前進せるものと認め

らかにせざることによつて、今後永久に未解決の論争を免すこととなり、かつ本法の運用上幾多の難問題に

○松本七委員 松本君。

○松本七委員 私は社会党を代表いたしまして、本法案に希望意見を申し述べまして賛成いたすものであり

次に、本法案全体の運営にあつては、法の民主化の美名のもとに、教派、宗派、教団の分裂相繼を来さしめ、

現段階におきまして、提案になりました法律が必要であるという事は、われも十分認めるのでござい

○長野委員長 渡部君。

○長野委員長 渡部君。局長は知事であるとか、先ほど申しました審議会であるとかいうもの人間の

次に、この法案によつて、従来龐大な施設や境内地を持つておる宗教団体は、財産の取得ないしは免租という点

局長は知事であるとか、先ほど申しました審議会であるとかいうもの人間のいかによつてきまることがあります

○渡部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。

○渡部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。本法案は、

次に、この法案によつて、従来龐大な施設や境内地を持つておる宗教団体は、財産の取得ないしは免租という点

○渡部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。本法案は、

○渡部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。

○渡部委員 共産党は、遺憾ながらこの法案に反対であります。本法案は、

次に、この法案によつて、従来龐大な施設や境内地を持つておる宗教団体は、財産の取得ないしは免租という点

系の教派によりまして、いわゆる天主教園という治外法権的な存在のために非常にも再現しないという経験を、日本においても再現しないという保証されないばかりでなく、その危険性は、現在の情勢のもとでは、当然あり得るということが考えられなければならないと思ひます。

ことに宗教人にとつて警戒しなければならぬことは、この法案の中には、宗教の統制ないし干渉、つまり政治による宗教への関与を憂へしめるような条項が多々あるということであり、たとえば認証者が文部大臣であるということであり、天野文部大臣は、公平に適當な審査委員を選任し、事實上これに従うのだからそういう危険性はないと言われましたが、笹森氏及び松本氏が言われましたように、將來大臣がかわつたような場合には、その大臣の意思や行動を規定するのは、文部大臣の公約ではないのであるから、それは明らかにこの法文自体であるということ、われわれは銘記しなければならぬわけであり、さらに重大なることは、八十一條の二ないし二号であります。ここには公共の福祉を害し、あるいは宗教団体としての目的を逸脱する行為があつたものは、裁判所によつて解散命令を出されるということが規定されておられます。もちろんわれわれは、人心を惑亂し、あるいは人倫を破り、さらに宗教の名のもとに私利私欲を追求しておるような淫邪宗教的存在については、これを十分に取締るべきものであると考へております。しかしながら、公共の利益を害するとか、あるいは宗教の目的から逸脱する行為であるというこ

との認定は、一体だれがするのか。この場合、天野文部大臣は、これは民主的な国家では、政府がするものが当然であるということと言われました。これは文部大臣の言葉だけではなくて、現実に將來このように行われるべきであり、そうしますと、政府の基本的な政策や、政府の見解に反するような宗教団体の活動は、許されないという結果にならざるを得ません。この点、最も宗教人として警戒しなければならぬことでもあります。宗教にとりましては、その性格からいって、個人個人の心の問題、個人個人の安心立命ということだけが関心事であるわけではありませぬ。人類の救済が、宗教の本来的な使命とされていくわけであり、その結果、宗教的精神は、ときとして、しばしば、時の政府の基本的な政策にも反し、その予期にも反し、これに抵抗し、あるいはこれを越えて力強い社会的な活動をしなければならぬ場合があるものであり、また世界の歴史は、古今を通じて、時の政府のはげしい干渉と弾圧のもとで、しかもその精神とその使命とを貫くために、非常におびただしい清い血を流したということを示しております。もし宗教が、時の権力や政策の前に……

○長野委員長 渡部君に申し上げます。非常に有力な御意見で尊重いたしますが、時間の關係もありませんから、なるべく結論を急いでいただきたい。

○渡部委員 もし宗教的精神がほんとうに自己を貫いて行くためには、時の権力に対して、このような歴史的な事実を、今後ともらざるを得ない場合が多いのであります。そうして、もしも宗教的精神がその精神を失つた

場合には、宗教そのものはすでに死滅するのであります。現在世界の人類にとつて一番重大な問題は、人類の破滅的な危機をもたらすような戦争の危険におびえているということであり、従つて真剣に平和を求めているというところであります。だから、日本人にとりましては、今日のような植民地状態から日本人が解放されて、日本人が戦争に巻き込まれることのないようにという、非常に強い念願を持つておるのであります。こういう平和を愛し、日本の独立を希望し、独立した日本の発展を希望するというこの民族的な念願といふものは、日本の宗教界にも反映しないわけには行けません。現にそれは反映してあります。そうして、たとえばミツシヨン離脱問題のように、民族自立、民族独立の建前から、日本の宗教界のある派が、外国の宗派の干渉から離脱しようという真剣な動きが今日起つております。また平和を求め、日本の独立を全うするためには、全面離和と再軍備反対をしなければならぬという宗教界の動きも、キリスト教、仏教その他の宗教界に、非常に力強いものとして起つております。こういう情勢は、今後の時局の急転に従つて、ますます強くなるということが、私たちに予想されるのであります。もしも宗教が、時の政府の基本的な政策や希望に従わなければ存在を許されない、その活動を許されないというふうなことが、法案の中にみじんでもあつたらば、その宗教界に起つておる宗教の動きというものは、實質上、日本の政府あるいは日本を植民地のような状態に置いて日本を支配して行く、日本人を戦争の

中に巻き込んで行くというふうな希望を持つておる外国の政策とは、決して一致しないのであります。従つてそういう宗教的な活動といふものは許されない、干渉を受け、弾圧をされるというふうな結果にならざるを得ないわけであり、先ほど申しましたように、宗教的精神が、もしも政府や外国の政策のために左右され、その活動を弾圧されるというふうなことに屈服してしまふならば、これは宗教としては、もはやその生命を失うわけであり、

私はここに一つの本を持つております。これはナチス・ドイツの占領下におけるフランスの、フランスを愛した殉難者たちの絶筆を集めたものであります。この中に私は一人のりつばな宗教青年の絶筆を見ないのであります。この中に十七の青年が、ナチス・ドイツと、その手先であるフランス政府のために銃殺せられようとするときに、こう言つておる。私はフランスが生きたために死んで行く。そうしてきょうも私は祭壇に心からの祈りをささげていると言つて、十七の青年が死んで行きました。こういう精神こそ、宗教の正しいあり方であり、宗教精神の徹底であるわけであり、こういうものが失われる憂いがあるような条項が、この法案の中に含まれておるとすれば、私はこれは宗教にとつて死命を制することになることを憂へますので、私はこの法案に賛成するわけには行かないのであります。

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

るかと思ひます。委員長の御配慮はわかりませんが、これは日本で、たとえば大森とか横浜とか北海道において、現実に起きている問題でありまして、その事実を申し上げたわけであり、

○長野委員長 御趣旨はわかりましたが、なるべく確健をたつとぶ意味から、渡部君の御意見も聞きつつ善処したいと思ひます。

浦口委員 公正倶楽部といたしましては、この法案に対して、簡単に希望意見を付しまして賛成をいたします。この法案が、宗教の本質に触れていないことの何か物足りなさといふものは、その審議の過程において、各委員からしばしば、質疑の形において述べられておることでもあります。もちろん、宗教の定義を決定することがなかなか容易でないといふことは、了承いたしました。しかし少くとも、宗教が人間の魂のあり方を決するものであり、この法案の条文に明記された国民の教化育成といふ文字が意味する内容からいたしましても、將來に時をかりして、自由で、しかも慎重に徹底論議、結論が得られなければならぬと思ふのであります。また神社神道を一般宗教と同一に扱ふかどうかといふことも、日本民族性に立脚した正しい意味の愛国心との関連性において、今後に残された複雑で、また重要な問題と思ひます。一方この法律の実施にあたりまして、認証の実際取扱いに対してはあくまで慎重、公正を期して、いやくも社会の

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

○長野委員長 上が反対の理由であります。言の中にも不適当な言葉があつたやうであります。プレス・コードにひつか

疑惑、紛淆を来さないこと、なお認証された宗教団体の活動は、營利本位に流れるような弊害のないよう、この法律の適正な運営が必要と思ひます。

右の理由に基きまして、今後の日本において、真に正しい宗教が育成されるための一段階としての、この法案の一步前進的意義を認めまして、賛成をいたす次第であります。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長野委員長 起立多数。よつて本案は政府原案の通り可決せられました。

なお報告及び報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○長野委員長 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に付します。

〔討論の必要なし〕と呼ぶ者あり

○長野委員長 本案に対する討論は、省略するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は省略せられました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長野委員長 起立総員。よつて原案の通り可決せられました。

なお報告及び報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長野委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

宗教法人法案(内閣提出)に関する報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕